「防犯カメラの設置・運用要領 (参考例)」対照表

	「防犯刀メブの設直・連用要領(参考例)」対照表 		
項目	修正前(第2回会議)	修正後	
趣旨	1 趣旨 この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮し、次項に定める設置目的を達成するため、○○○(場所・施設)に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図るものとする。	1 趣旨 この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮し、次項に定める設置目的を達成するため、○○○(場所・施設)に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図るものとする。	
設置目的	 2 設置目的 防犯カメラは、○○○ (場所・施設) における犯罪防止及び事故防止のために設置する。 【※ 施設管理や防災など、その他設置目的がある場合は列挙します。】 	 2 設置目的 防犯カメラは、○○○ (場所・施設) における犯罪防止及び事故防止のために設置する。 【※ 施設管理や防災など、その他設置目的がある場合は列挙します。】 	
設置場所等	3 設置場所等 (1) 設置場所及び設置台数 別紙配置図のとおり、○○○(場所・施 設)に**台の防犯カメラを設置する。 【※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影 方向を表示します。(別紙配置図参照)】 (2) 設置の表示 防犯カメラの撮影区域の見やすい位置 に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示 板を掲示する。 【※ 表示板には、設置者名を記載します。 (別紙表示例参照)】	3 設置場所等 (1) 設置場所及び設置台数 別紙配置図のとおり、○○○(場所・施 設)に**台の防犯カメラを設置する。 【※ 配置図には、カメラの設置箇所、撮影 方向を表示します。(別紙配置図参照)】 (2) 設置の表示 防犯カメラの撮影区域の見やすい位置 に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示 板を掲示する。 【※ 表示板には、設置者名を記載します。 (別紙表示例参照)】	
管理責任者等	 4 管理責任者等 (1) □□□ (防犯カメラを設置又は運用する者,以下「設置者等」という。)は、防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。 (2) 管理責任者は、△△△とする。 (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。 (4) 操作取扱者は、▽▽▽とする。(又は「操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。」) 【※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要です。】 (5) 設置者等及び管理責任者の責務は次のとおりとする。 ① 撮影された画像を適正に保存し、管理 	 4 管理責任者等 (1) □□□ (防犯カメラを設置又は運用する者,以下「設置者等」という。)は、防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。 (2) 管理責任者は、△△△とする。 (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。 (4) 操作取扱者は、▽▽▽とする。(又は「操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。」) 【※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要です。】 (5) 設置者等及び管理責任者の責務は次のとおりとする。 ① 撮影された画像を適正に保存し、管理 	

すること。

② 撮影された画像の利用や提供を制限す

すること。

② 撮影された画像の利用や提供を制限す

| 画像の利用及び提供の制限

ること。

- ③ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。
- ④ その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

ること。

- ③ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。
- ④ その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。

5 画像等の管理

画像

等

ഗ

管

玾

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、×××とする。 記録媒体は施錠可能な保管庫に保管し、外 部への持ち出しや転送を禁止する。保管場 所には、管理責任者、操作取扱者及び管理 責任者が許可した者以外は立ち入ることが できない。

- (2) 画像の不必要な複写等の禁止 保存した画像の不必要な複写や加工を行 わない。
- (3) 保存期間

保存期間は、 $\triangle \triangle \triangle$ とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

- 【※ 保存期間は、目安として概ね1か月 以内という基準を示しています。】
- (4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかにかつ確実に消去する。

また, 記録媒体を処分するときは,管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し, 処分した日時, 方法等を記録する。

5 画像等の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、×××とする。 記録媒体は施錠可能な保管庫に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

- (2) 画像の不必要な複写等の禁止 保存した画像の不必要な複写や加工を行 わない。
- (3) 保存期間

保存期間は、<u>◇◇◇</u>とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

- 【※ 保存期間は、目安として概ね1か月以内という基準を示しています。】
- (4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等に より速やかにかつ確実に消去する。

また, 記録媒体を処分するときは,管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し,処分した日時,方法等を記録する。

6 画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者への閲覧・提供を禁止する。

ア 法令に基づく場合

- イ 個人の生命,身体及び財産の安全の 確保その他公共の利益のために緊急の 必要性がある場合
- ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等 のため情報提供を求められた場合
- エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合
- 【※ 来店者の動線分析等防犯以外の設置目的があり、当該目的達成のため第三者に提供する必要がある場合は、その旨を記載します】

6 画像の利用及び閲覧・提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者へのに閲覧させたり、-提供したりすることを禁止する。

なお,第三者に画像を閲覧させ,又は 提供する場合は,できるだけ関連する部 分に限って行うこととする。

ア 法令に基づく場合

- イ 個人の生命,身体及び財産の安全の 確保その他公共の利益のために緊急の 必要性がある場合
- ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等 のため情報提供を求められた場合
- エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に<u>閲覧させたり</u>提供 したりする場合
- 【※ 来店者の動線分析等防犯以外の設置目的があり、当該目的達成のため第三者に提供する必要がある場合は、その旨を記載します】

	(2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録する。(別紙画像提供記録書参照)	(2) <u>画像を</u> 閲覧 <u></u> させたり,又は提供 に当たって する場合は,相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに, 閲覧 一提供を行った その日時,相手先,目的・理由, 画像の内容等を記録する。(別紙画像提供記録 書参照)
保守点検	7 保守点検 防犯カメラの機能維持のため、 <u>◆</u> か月ごと に保守点検を行う。	7 保守点検 防犯カメラの機能維持のため、録画状況を 確認するなどの日常的な点検に加えて、◆か 月ごとに保守点検を行う。
問い合わせ・苦情等への対応	8 問い合わせ・苦情等への対応 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理 に関する問い合わせや苦情等を受けたとき は、誠実かつ迅速に対応する。	8 問い合わせ・苦情等への対応 管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理 に関する問い合わせや苦情 等を受けたとき は、誠実かつ迅速に対応する。